

## 業種別一覧表

## 2016 年度造船関係事業 第 2 回運転資金貸付について

- 貸付額 74 億 8,260 万円
- 内 訳

〔金額単位：千円〕

	業 種	一般運転資金		
		件数	申請額	貸付額
造 船 業	500 G/T 未満	2	50,000	50,000
		(3)	(70,000)	(70,000)
	500 G/T 以上	13	3,031,000	3,031,000
		(13)	(3,231,000)	(3,231,000)
	小 計	15	3,081,000	3,081,000
		(16)	(3,301,000)	(3,301,000)
造 船 関 連 工 業	関連工業	40	3,484,600	3,484,600
		(55)	(6,060,400)	(6,060,400)
	下 請	13	917,000	917,000
		(21)	(1,785,000)	(1,785,000)
	小 計	53	4,401,600	4,401,600
		(76)	(7,845,400)	(7,845,400)
合 計		68	7,482,600	7,482,600
		(92)	(11,146,400)	(11,146,400)

貸付実行予定日 2016 年 12 月 14 日

( ) 内 2015 年度第 2 回運転資金の実績

## 2016 年度造船関係事業 第 3 回災害支援資金貸付について

- 貸付額 2 億円
- 内 訳

〔金額単位：千円〕

	業種	件数	申請額	貸付額
造船業	500 G/T 未満	3	200,000	200,000
		(0)	(0)	(0)
合 計		3	200,000	200,000
		(0)	(0)	(0)

貸付実行予定日 2016 年 12 月 14 日

( ) 内 2015 年度災害支援資金の実績 : 実績なし

## [ご参考]日本財団が実施する主な造船関係貸付事業の内容概略

### 【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類： **設備資金** 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金 及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）  
**運転資金** 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
- 3) 利率：原則年1.9%以内（固定金利）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／5億円

### 【災害支援資金貸付制度（設備資金のみ）】

- 1) 貸付資金種類：**設備資金** 東日本大震災の被災区域において財団が認定した事業者に対し、造船業の復興を目的とした造船関係事業の用に供する施設等の整備費用
- 2) 貸付期間：設備資金／20年以内（3年以上、4年以内の据置期間あり）
- 3) 利率：0%（全期間）
- 4) 利用対象者：東日本大震災の特定被災区域の造船関係事業者
- 5) 貸付金限度額：1事業者40億円

### 【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】（2016年10月1日から一部改正あり。下線部分を追加。）

- 1) 貸付資金種類：**設備資金** 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金  
（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）  
**運転資金** 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な運転資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
- 3) 利率：原則、年1.6%以内（固定金利）
- 4) 利用対象者：造船関係事業者で「中小企業等経営強化法」（2016年7月1日に法改正施行）に基づき承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／5億円